

「49件の文書を裁断」

県警が元原告に説明

大垣署訴訟「違法」確定受け



記者会見する(右から)松島勢至さん、船田伸子さん、近藤ゆり子さんら＝岐阜市

大垣市で計画された風力発電施設の建設を巡り、大垣署が住民の個人情報収集し、業者に提供したのは違法と認めた名古屋高裁判決の確定を受け、元原告の住民4人と弁護団が26日、県警備部の担当者から情報の抹消について説明を受けた。県警側は「49件の文書を確認し、裁断した」と述べたという。

説明は非公開で、経緯説明を求めた元原告の住民4人らに対し、県警警備総務課の洞口幸男課長らが応じた。元原告によると、県警は高裁判決後の9月20日から、警備部などで対象となる個人情報記載の文書を探し、県警警備総務課で28件、警備1課1件、大垣署14件、岐阜中署4件、養老署2件の計49件を見つけた。10月1日に臨時の県公安委員会に報告し、同委員長立ち合いの下、シュレッダーで裁断したと説明した。文書は県警の公文書取り扱いに関する訓令に基づき保管しており、電磁記録は存在しなかったという。

このうち28件に、施設建設の反対運動とは無関係の船田伸子さん(67)の情報が記載されていた。1件で複数人の情報を記載した文書もあったが、船田さんは他の倍以上。会見で「私の情報が多くてびっくりした。(事務局長だった)弁護士事務所の情報収集が主だったのか」と述べた。同席した山田秀樹弁護士は「本当にはかに情報がないのか、そもそもなぜ情報を集めたのか、この説明では分からない。精査し、1月にも協議したい」と話した。県警の洞口課長は朝日新聞の取材に「判決を受け、県警が情報を消したのは初めて。今後も対応していく」と語った。(伊藤智章)

県警、個人情報抹消説明

大垣訴訟原告は協議継続意向

大垣市などで計画された風力発電施設の建設に絡み、県警が建設に反対する住民の個人情報収集し、事業者側に提供したのを違法と認め、県に情報の一部抹消を命じた名古屋高裁判決確定を受け、原告と代理人が26日、県警本部で、情報の抹消の経緯について県警担当者から説明を受けた。山田秀樹弁護士は「情報の特定作業がどうされたかよく分からず、もったいないのではないかと疑義が出てきた」と述べた。協議は今後も継続して行う



県警との面会後に会見する原告と代理人＝26日午前、県庁

面会は、原告らが県警からの抹消の通知を受け、協議の場を求めて実施。原告と代理人の計7人が出席した。山田弁護士は「県警は高裁判決を受け、9月20日に情報の存否作業を開始。警備総務課と警備1課、大垣署、岐阜中署、養老署で抹消を命じられたものに該当する文書49件を確認し、10月1日に県

公安委員長の立ち会いで抹消した。情報は公文書の取り扱いに関する訓令に基づいて管理され、全て紙媒体で保管されていたという。面会後に県庁で会見した原告の松島勢至さん(72)は「全部紙媒体で保管していたのは不思議」と話し、近藤ゆり子さん(75)は「そもそもなぜ情報収集の対象になったか、明らかにしてい

かなければならない」と語った。控訴審判決によると、県警は風力発電施設の建設に反対する住民4人の学歴や思想、病歴などの個人情報収集し、2013～14年に4回、事業者の中部電力子会社シーテック(名古屋)側との情報交換で伝えた。原告側と県ともに上告せず、判決は確定している。

名古屋高裁判決は個人情報の収集と保有、提供はいずれも違法として、県に計440万円の支払いと情報の一部抹消を命じ、双方が上告せず確定した。(大塚涼矢)

2024.11.27 朝日新聞

2024.11.27 岐阜新聞

2024.11.27 中日新聞



会見で申し入れの内容を説明する原告側＝県庁で

弁護団らが県警に抹消確認申し入れ 情報収集訴訟

大垣市で計画された風力発電施設の建設事業で、大垣署員が住民の個人情報を集めて事業者に提供したのは違法と認めた名古屋高裁判決を巡り、原告4人と弁護団3人が26日、個人情報抹消の確認を県警へ申し入れた。県警は、判決で抹消を命じられた情報に該当する49件を処分したと説明した。原告側は「他にも情報が残っている可能性がある」として引き続き協議を申し入れる方針。

県警警備総務課によると、同課や大垣署警備課で保管するデータや紙資料をすべて精査。判決で指摘された情報を含む資料は、いずれも県公安委員長の立ち合いのもとシュレッダーで処分した。

原告の一人の近藤ゆり子さん(75)は申し入れ後の会見で「提訴前から県警の姿勢が変わったとは思えず、49件ですべてと思えない」と訴えた。